

江南市農業委員会議事録

別紙の件付議のため、平成28年10月21日午後1時30分より市民文化会館2階特別会議室にて江南市農業委員会を会長招集する。

出席委員

- | | |
|---------|----------|
| 1 古田みちよ | 2 杉本俊人 |
| 3 齊木勝次 | 4 丹羽昭彦 |
| 5 藤岡和俊 | 6 野呂浩伸 |
| 7 大脇敏彦 | 8 中西孝明 |
| 9 宮地友治 | 10 伊藤十代司 |
| 11 小沢捨雄 | 13 鶴見道秋 |
| 14 稲山久男 | 15 永井弘海 |
| 16 鈴木 孝 | 17 掛布吉根 |
| 18 沢田正隆 | 19 岩井孝之 |
| 20 福田松久 | |

開 会 午後1時30分

会長（古田みちよ）議長席に着き、出席者19名を確認し会議の成立を告げる本日の議事録署名者に11番小沢委員、20番福田委員を指名し議事に入る。

議長（会長） あいさつ。

それでは、只今より、農業委員会総会を開催します。

本日の出席委員は19名です。これにより在任委員の過半数の出席を満たしております。従いまして本会議は成立いたします。

日程第1、本日の議事録署名者は、11番小沢委員、20番福田委員にお願いします。

続きまして、日程第2、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申出書許可決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

2ページをお願いします。2ページをお願いします。受付番号16番の1件の申請で、所有権移転の案件でございます。

申請事由としまして、譲渡人は高齢及び遠方に住んでおり耕作困難なため、譲受人が農地を譲り受け一層農業に精進するものです。

耕作面積は現在1,423㎡で、8筆合計1,860㎡の所有権を移転し、耕作するものです。

別紙の農地法第3条の許可判断基準にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりましたが、受付番号16番の案件につきましては、事務取扱規程に従いまして、地域農業委員に現地調査を実施していただきました。各委員からその状況を発表していただきます。

岩井委員をお願いします。

岩井委員

先週野呂委員と現地調査を実施しました。今回取得する農地について報告しますと、■■■■は田ですが作付けがされておらず葎が生えている状態です。■■■■は、私の幼少期から畑でなく、山林であるという認識でした。■■■■も葎が生えており、用水の関係で稲を作るのは難しいと考えます。譲受人は、以上の農地を開拓して農業をすると言っていますが、事務局はどのように考えていますでしょうか。

事務局

事務局も現地確認をしましたが、農地の現状は岩井委員の報告のとおりでしたので、代理人である行政書士を通じて、樹木を伐採し耕作のできる

農地にするには時間がかかるため、猶予をいただきたい旨の文書を本人から提出頂きました。その点も含め、委員の皆様にはご審議頂きたいです。

議長

それでは、今回の案件について何かご意見・ご質問はありませんか。

杉本委員

譲受人と譲渡人の関係性を教えて下さい。

事務局

譲受人と譲渡人の関係性について、親類関係等とは聞いていないため、どのような経緯で今回の申請に至ったかは事務局としては把握していません。

鈴木委員

譲受人の年齢が56歳ということから会社勤めではないでしょうか。また、現在の耕作地1,423㎡を会社勤めでも耕作できているのでしょうか。

事務局

譲受人は自営業をやられており、比較的時間の都合はつくと聞いています。現在の耕作地につきましては、畑は作付けを始めたところで、 にある田は稲が作付けされていることから管理がされています。

杉本委員

農業用機械の所有状況を教えて下さい。

事務局

トラクター、田植え機、コンバイン、耕運機は、知り合いの方から無償で借りているとのことです。

岩井委員

 は、山林になっており耕作ができるようにするまでに相当資金が必要だと思われませんが、譲受人はそれでも畑にするつもりでしょうか。

事務局

どの程度の資金が必要なのか確認はしていませんが、事務局としても岩

井委員がご指摘された内容については心配でしたので、通常は求めていない申述書を添付させることにより、畑にするという譲受人の意向を確認しました。

杉本委員

許可後に取得した農地について管理状況の報告を求めることはできますか。

事務局

条件を付した許可はできないですが、例えば許可後に写真を添付させた管理状況の報告をお願いすることは可能です。

議 長

その他、何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、今後管理状況の報告をお願いするということで、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申出書許可決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第3、議案第38号「農地法第4条の規定による許可申出書意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

4ページをお願いします。受付番号14番の1件の申請です。転用計画につきましても、太陽光発電設備の設置申請でございます。

農地の区分につきましても、街区に占める宅地の割合が40%以上であるので第3種農地と判断されます。

また、この申請につきましても、5月の農業委員会で農業振興地域整備計画変更に伴う意見決定がなされた案件でございます。

立地基準及び一般基準としまして、別紙農地転用許可判断基準のとおり

でございます。許可できると判断されます。
以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議案第38号「農地法第4条の規定による許可申出書許可決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第4、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申出書意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

6ページをお願いします。受付番号114番から10ページ122番までの9件の申請です。

6ページ受付番号114番から116番までは分家住宅の建築、7ページ受付番号117番・8ページ118番は専用住宅の建築、受付番号119番は進入路として利用するもの、受付番号120番は多目的広場として利用するもの、9ページ受付番号121番・10ページ122番は砂利採取場としての一時転用の申請でございます。

農地の区分につきましては、別表農地転用許可判断基準にありますように、6ページ受付番号114番から116番、8ページ119番につきましては、街区に占める宅地の割合が40%以上であるので第3種農地と判断されます。

砂利採取場の一時転用の2件を除いた残りの申請につきましては、第2種農地と判断されます。

なお、受付番号119番は通路としてすでに利用しており、始末書が添付された申請書となっております。

第2種農地の許可判断基準の理由としまして、受付番号117番・118番につきましては、申請者は、江南市都市計画法に基づく開発行為等の

許可の基準に関する条例に基づく区域の指定が施行されたのを機会に、申請者が計画する分譲住宅の建築及び販売可能な場所と判断した申請地に、分譲住宅の建築を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者は、本申請に適した土地を検討した結果、申請地に分譲住宅の建築を計画しました。申請地は、市街化区域に近接して、地積・形状、及びライフラインも整っているため、顧客の新築住居の希求に合致したもので、住環境・立地条件ともに最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号120番につきましては、申請者は、近年水害に悩まされている区域にあり、現公民館は築年数が相当経っており、耐震性も無く危険な状態にあることから、区の災害連絡場所としての機能と合わせて、各行事等にも利用可能な多目的広場の設置を計画したものです。

土地の選定にあたりましては、申請地に隣接する[]も区が管理しているため一体としての相互利用を図ることができます。また、主要道路沿いで地域でも高台に位置しているため、水害等があっても区民が安心して集まることができます。この場所は、全区民の総意の場所であり、最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

立地基準及び一般基準としまして、別紙農地転用許可判断基準のとおりでございます。許可できると判断されます。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

沢田委員

受付番号122番について、[]の南側が申請地になっていますが、学校側の承諾を得ているのでしょうか。

事務局

江南市砂利採取審査委員会で学校側と安全確保について協議するように指導しております。

議 長

その他、何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議題第39号「農地法第5条の規定による許可申出書意見決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第5、議案第40号「農地競売に伴う買受適格証明願い確認決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

12ページをお願いします。受付番号4番の申請でございます。

買受適格証明願いは、申請土地である■■■■の土地が競売されることになり、対象地が農地であるため、競売に参加するため申請者が適格かどうかを証明するものであります。

申請内容としましては、農地を取得して農業経営規模を拡大するため、現在申請者の耕作面積は田が541㎡と畑が1,848㎡の合計2,389㎡であります。

競売の入札期間は平成28年11月2日から11月9日までとなっております。

審査基準としまして、農地法第3条の審査と同様に行い許可判断基準を満たしておりますので、確認決定して良いと判断されます。

なお、この方が落札された場合は再度農地法第3条の申請をさせていただくこととなりますが、今回農地法第3条の審査基準に基づき確認決定いたしますので、事務局で申請書を確認し、整っていれば、諸般の報告の中で報告させていただきます。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、受付番号4番の案件につきましては、農地法3条を見据えた申請であることから、事務取扱規程に従いまして、地域農業委員に現地調査を実施していただきました。委員からその状況を発表していただきます。

小沢委員をお願いします。

小沢委員

堀場委員と現地調査を実施しました。申請地の隣地が所有地であり、今回競売で落札された際には、効率的な営農を行うことができます。所有地を確認したところ、全て適切に耕作されており、家族で協力して農業に従事していることから、今後もしっかりと耕作されると思います。

議 長

それでは、今回の案件について何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議題第40号「農地競売に伴う買受適格証明願い確認決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第6、議案第41号「江南市農業振興地域整備促進協議会委員の定数変更(案)意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

14ページをお願いします。経緯につきましては、平成28年4月1日の「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が施行されたのに伴って農業委員の定数を現行の半分である10名で検討しているところですが、農業振興地域整備促進協議会委員の定数においても同様に変更が必要と考えています。

定数(案)については、現行の半分で検討していることから、表に記載の委員構成を踏まえた中で、12名とさせていただきました。

今後のスケジュールにつきましては、今回の農業委員会の意見と合わせて各農業者団体に意見聴取した結果を反映させた定数変更(案)を12月の農振協議会に上程し、農振協議会設置規約の改正を諮った後、来年の7月からの新農業委員会の運営に合わせて施行したいと考えております。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議題第41号「江南市農業振興地域整備促進協議会委員の定数変更(案)意見決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第7、「諸般の報告」に移らせていただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局

16ページ①でございます。受付番号58番から17ページ65番までの8件でございます。全ての届出につきまして、権利の種類は所有権で、権利を取得した事由としまして相続でございます。

18ページ②でございます。受付番号12番から14番までの3件でございます。12番・13番の転用計画としまして、住宅を1棟建築するもの、14番の転用計画としまして、共同住宅を1棟建築するものでございます。

19ページ③でございます。受付番号49番から20ページ55番までの7件の届出です。受付番号49番から52番、20ページ54番・55番につきましては、所有権を移転し、住宅を建築するもの、53番は、使用貸借権で共同住宅を建築するものです。

21ページ④でございます。受付番号24番の1件です。24番は、願い出土地の東野町に居宅・物置が現在あり、現況が農地以外であることを証明するものであります。

内容は議案書記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局先決により受理いたしました。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

議 長

無いようですので、続きまして、日程第8、「その他」に移ります。事務局何かありますか。

事務局

まず、農業まつりの案内についてです。今年も台風・長雨などの天候不良の影響で農業総合品評会への出品が心配されております。11月9日（水）が申込期限となっております。御知り合いへの出品依頼の方を宜しくお願いいたします。なお、開催式は11月12日（土）午前9時よりすいとぴあ江南正面玄関前にて執り行います。委員の皆様には、御忙しい中誠に恐縮ですが、ご出席を賜りますようお願いいたします。

次に、農業委員会活動記録の推進についてです。農業委員会活動記録は、農業委員の日々の活動を表す根拠資料として、益々重要なものとなっていることから、毎月の活動記録を活動記録簿へ記載して頂くようお願いいたします。

最後に、次回の予定は平成28年11月25日（金）午後1時30分、市民文化会館特別会議室です。以上です。